

## 平成30年度実施政策に関する事後評価の実施計画

原規総発第1901235号

平成31年1月23日

原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（平成29年3月22日原子力規制委員会決定）に基づき、平成30年度実施政策に関する事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 計画期間

2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日までの1年間とする。

#### 2. 計画期間において事後評価の対象とする政策

原子力規制委員会が行う政策のすべてを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、平成30年度原子力規制委員会の政策体系（平成30年3月28日原子力規制委員会決定）（別添）のI～IVを対象とする。

#### 3. 平成30年度実施政策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の主管課等は、平成30年度実施政策について、平成30年度実施政策に係る事前分析表（平成30年8月29日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（平成26年9月3日原子力規制委員会決定）第7条4項に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
- ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
- ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上